

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び
安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見募集について

平成 30 年 7 月 27 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

厚生労働省では、今般、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成 30 年 7 月 27 日（金）から平成 30 年 8 月 26 日（日）まで（郵送の場合同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 宛て

(3) F A Xの場合

F A X番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び
安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について（概要）

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表。以下「報告書」という。）を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「規程」という。）の見直しを行う。

2 改正の概要

- (1) チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の統合（安衛則第36条第8号及び第8号の2）。
- (2) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法を追加（安衛則第151条の89第2項、第151条の125第2項及び第151条の153第2項）。
- (3) 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへ拡大（安衛則第477条第1項第3号）。
- (4) 伐木しようとする立木の胸高直径が20cm以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ることを規定。この場合、受け口と追い口の間には適当な幅を切り残すことを規定（安衛則第477条第1項第3号）。
- (5) 事業者に対するかかり木の速やかな処理の義務付け。ただし、速やかに処理できない場合は、当該かかり木等に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所において、当該労働者以外の労働者の立入りを禁止し、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示しなければならないことを規定（安衛則第477条の2第1項）。
- (6) かかり木処理において浴びせ倒し、かかられている木の伐倒を禁止（安衛則第

- 477条の2第2項)。
- (7) 立木の根元からその樹高の2倍に相当する距離を半径とする円形の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止(安衛則第481条第2項)。
 - (8) かかり木処理のときは、かかり木に激突される危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止(安衛則第481条第3項)。
 - (9) 修羅による集材又は運材の作業で伐倒材等が転落等することによる危険が生ずるおそれのあるところへの立入禁止措置を廃止(安衛則第482条)。
 - (10) 事業者に対するチェーンソーによる伐木等作業を行う労働者への下肢を防護する保護衣の着用の義務付け(安衛則第484条の2)。
 - (11) 木馬運材及び雪そり運材にかかる規定を廃止(安衛則第485条から第497条まで)。
 - (12) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に関する特別教育において、「伐木作業に関する知識」の科目(学科教育)及び「伐木の方法」の科目(実技教育)の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加(規程第10条及び第10条の2)。
 - (13) その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第27条第1項及び第59条第3項
- 安衛則第39条

4 施行期日等

- 公布日・告示日 平成30年10月(予定)
- 施行日・適用日 2(9)及び(11) : 公布日
2(1)及び(12) : 平成32年4月(予定)
上記以外 : 平成31年4月(予定)